

高知大学医学部附属病院緩和ケアセンター規則

令和7年6月24日
規則 第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第8条第6項の規定に基づき、緩和ケアセンター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 専門的緩和ケアの提供に関すること。
- (2) がん看護に関する専門資格を有する看護師による緩和ケアに関する看護業務の支援及び強化に関すること。
- (3) 緩和ケアに関する院内連携に関すること。
- (4) 地域医療機関を対象とした緩和ケアに関する相談・連絡窓口に関すること。
- (5) 緩和ケアに関する高次の専門相談支援に関すること。
- (6) 医療従事者に対する緩和ケアに関する研修会等の企画運営に関すること。
- (7) 緩和ケアに関する診療情報の集約、分析及び評価に関すること。
- (8) 地域の緩和ケアに係る医療機関等との連携及びその推進に関すること。
- (9) その他緩和ケアに関すること。

(組織)

第3条 センターに、緩和ケアチームを置く。

- 2 緩和ケアチームについては、病院長が別に定める。

(ジェネラルマネージャー)

第4条 センターに、ジェネラルマネージャーを置き、看護師をもって充てる。

- 2 ジェネラルマネージャーは、センター長及び副センター長を助け、センターの業務を管理及び調整する。

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、緩和ケアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会については、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。